

平成26年度の放射能対策について

平成26年2月17日
環境部

1 空間放射線量の測定

(1) 市域の空間放射線量の測定（継続）

定点14施設の空間放射線量を業務委託により毎月測定する。

(2) 測定マップの作成（継続）

測定結果をもとに市域の放射線量測定マップを作成し、ホームページで公表する。

(3) 簡易型放射線測定器の貸出し（継続）

平成25年度と同様、簡易型放射線測定器6台の貸出しを行う。

2 農林水産物等に関する放射性物質の測定

(1) 農林水産物等の放射性物質の測定（継続）

NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメーター（1台）により自主検査を実施し、検査結果を市のホームページ等で情報提供を行う。

(2) 学校給食における放射性物質の測定（継続）

NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメーター（1台）を活用し市立の小中学校分の測定を実施する。

測定は基本的に週1回、各校調理場（29校）、学校給食センター（2箇所）、中学校選択制給食調理場（1箇所）より採取した給食1食分について行い、その他に調理場等が必要と認めた場合には、産直等より直接購入等した食材についても行う。

私立を含めた幼稚園・保育園等からの測定要望にも随時対応する。

(3) 中央卸売市場に流通する農林水産物の放射性物質の測定（継続）

岩手県薬剤師会検査センターに委託し、サンプリング検査を実施する。

月2回（木曜日）を基本に、卸売業者が過去の出荷実績や流通状況等から4品目（青果2品目、水産2品目）のサンプルを抽出し検査を実施する。

なお、山菜やきのこ類については、入荷等が気象条件により大きく変動することから随時対応することとする。

(4) 市民が持ち込む食品等に係る放射性物質の測定（継続）

平成24年3月に農政課が購入したNaI(Tl) シンチレーションスペクトロメーター（1台）を活用し、市内で生産される農畜産物の検査と合わせて、測定検査を希望する市民を対象に食品等の放射性物質測定を行う。

測定は事前予約でお願いする。

【測定対象】 自家消費する食品、自家水のほか、自家消費に係る土壤や肥料についても対象とする。

【検査体制】 月曜日から金曜日までの週5日間で23試料の検査体制とするが、市民からの予約状況を勘案し、繁忙期においては、検査試料の枠を増やすなど柔軟に対応する。

3 市有施設における取組

(1) クリーンセンター

沿岸被災地の災害廃棄物の受入れに伴う焼却灰の放射性物質濃度の測定を行っていたが、平成25年7月で受入れが終了したことから、平成26年度からは測定を行わない。

(2) リサイクルセンター及び玉山廃棄物処分場（継続）

「放射性物質汚染対処特措法」に基づく「特定一般廃棄物処理施設」として、空間放射線量の測定を7日に1回、浸出水処理施設の放流水、原水、汚泥、地下水の放射性物質濃度を月1回測定する。

(3) 各浄水場（継続）

「放射性物質汚染対処特措法」に基づく「特定産業廃棄物処理施設」として、敷地境界地点の空間放射線量測定を7日に1回以上、放流水については1月に1回測定を実施するほか、浄水汚泥についても1月に1回測定を実施する。

4 施設の除染について

(1) 概要

平成24年度で行った空間放射線量の測定調査において地上高5センチメートルで局所的に毎時0.19マイクロシーベルト以上の測定値を計測した施設について、平成25年6月から12月まで再調査を行い、市の施設125、民間施設27、合計152施設の測定を終えている。

調査済みの152施設のうち、毎時0.19マイクロシーベルト以上の測定値を計測した施設は116施設（市の施設：102施設、民間の施設：14施設）であった。検出された箇所は、すべて雨樋の下など局所的な箇所となっている。

市の施設102施設のうち、49施設は職員による対応とし、平成26年1月29日現在で36施設の除染が終了した。残り13施設については、順次職員により除染を行うこととしている。

(2) 業務委託による除染

平成26年度は、重機による作業が必要な施設等62施設（市の施設53、民間児童福祉施設9）の除染を業務委託により実施する。

(3) 民間施設の除染

児童福祉施設を除く民間施設の除染費用については、当該施設が負担することとしていることから、除染を実施するか否かについては当該施設で判断することとなる。